

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	とさつ等の禁止、と畜場の消毒等
概要	市長の行なう検査の結果、獣畜が疾病にかかったり、若しくは異常があるために食用にすることができないと認めた場合、あるいは獣畜のとさつ解体により疾病を伝染させる恐れがあると認めた場合に、とさつ等の禁止やと畜場の消毒等の措置を取らせることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第16条 と畜場法施行規則第16条
処分基準	<p>《と畜場法》 （とさつ解体の禁止等） 第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病毒を伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p> <p>一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。 三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。</p> <p>《と畜場法施行規則》 （検査の結果に基づく措置） 第十六条 法第十六条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。</p> <p>一 法第十四条第一項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき とさつの禁止 二 法第十四条第二項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 解体の禁止 三 法第十四条第三項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めるとき 別表第五の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置 四 獣畜が法第十四条第六項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、病毒を伝染させるおそれがあると認めるとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、病毒に汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他病毒の伝染を防止するために必要な措置</p> <p>・別表第四及び第五の内容については、参考資料「と畜不-1」を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	